

経費精算書【記入例】

精算対象期間	2026 年 9 月分
申請者 所属	営業部
申請者 氏名	山田 太郎
申請日	2026 年 10 月 2 日

■ 経費明細

日付	支払先	勘定科目	金額（税込・円）	消費税率	うち消費税額	摘要
9/3	〇〇文具店	事務用品費	5,500	10%	500	コピー用紙・ボールペン
9/10	△△タクシー	旅費交通費	2,800	10%	255	取引先訪問
9/15	□□レストラン	接待交際費	16,500	10%	1,500	取引先接待（2名）
9/20	〇〇書店	新聞図書費	3,300	10%	300	業界誌購読
9/28	△△通信	通信費	8,000	10%	727	業務用携帯電話代（家事按分後）
合計			36,100		3,282	

■ 承認欄

申請者 署名	山田 太郎 印
承認者 署名	鈴木 一郎 印
経理確認	

■ 添付書類の注意（インボイス制度・2023 年 10 月～）

- ・原則として、各経費には適格請求書（インボイス）またはレシート等の証憑を添付してください。
- ・証憑が入手できない場合（自動販売機・慶弔費等）は、別途「出金伝票テンプレート」で代替記録を作成してください。
- ・2023 年 10 月以降、「3 万円未満なら領収書不要」という旧特例は原則廃止。帳簿の保存だけで控除できるのは、公共交通機関の運賃 3 万円未満（消費税法施行令 49 条 1 項 1 号イ）、自動販売機等での 3 万円未満の購入（同号ニ→施行規則 15 条の 4 第 1 号→26 条の 6 第 1 号）、出張旅費・通勤手当（同号ニ→施行規則 15 条の 4 第 2 号・第 3 号）に限られます。

【法的根拠】 所得税法第 37 条（必要経費）／消費税法（適格請求書等保存方式）

消費税法施行令 49 条 1 項 1 号・同施行規則 15 条の 4（帳簿のみの保存で控除できる課税仕入れ）

出典: e-Gov 法令検索 消費税法施行令 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363CO0000000360>

本書は一般的な情報提供を目的とするテンプレートです。税務・法的助言を構成するものではありません。

個別の税務判断は所轄税務署または税理士にご確認ください。